

短期入所に係る障害児支援区分の適用方法について

	障害児通所給付（5領域20項目）	介護給付（5領域11項目）
区分3	<p>「1. 健康・生活の（1）～（3）」及び「2. 感覚・運動の（9）」の4項目のうち判断項目④が3項目以上 又は 5領域11項目の⑤の項目と関連性を示す各項目のうち判断項目④（※）が1項目以上 ※ 判断項目が3項目しかない場合には③</p>	<p>①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上 又は ⑤の項目のうち「ほぼ毎日」が1項目以上</p>
区分2	<p>「1. 健康・生活の（1）～（3）」及び「2. 感覚・運動の（9）」の4項目のうち判断項目③若しくは④が3項目以上 又は 5領域11項目の⑤の項目と関連性を示す各項目のうち判断項目③（※）が1項目以上 ※ 判断項目が3項目しかない場合には②</p>	<p>①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上 又は ⑤の項目のうち「週に1回以上」が1項目以上</p>
区分1	<p>区分3又は2に該当しない児童で、「1. 健康・生活の（1）～（3）」及び「2. 感覚・運動の（9）」の4項目のうち判断項目③又は④が1項目以上</p>	<p>区分3又は2に該当しない児童で、①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上</p>